

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 4 年 10 月 27 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 建設課
2. 監査の期間 令和 4 年 10 月 18 日から令和 4 年 10 月 27 日まで
3. 監査の範囲 令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法  
村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点  
財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果  
**【指摘事項】 時間外勤務手当について**  
時間外勤務手当の支給について、追給、返納すべきものがある。  
〔追給〕 週休日に時間外勤務した日の時間外勤務手当の算出単価について、135/100 及び 160/100 を適用すべきところ、誤って 125/100 及び 150/100 を適用して算出していた。  
〔返納〕 勤務日に時間外勤務した日の時間外勤務手当の算出単価について、125/100 及び 150/100 を適用すべきところ、誤って 135/100 及び 160/100 を適用して算出していた。  
**【注意事項】 補助金交付に係る実績報告について**  
補助金交付要綱に定めのある報告期限を 1 か月以上経過後に提出されたものが見受けられる。村山市補助金交付規則及び補助金交付要綱に則った適正な事務処理に努められ、申請者に対しては丁寧な説明を行うことを心がけられたい。  
**【注意事項】 補助金交付取下げ申請に対する承認通知書について**  
補助金交付決定後に取下げ承認申請があったときは、承認通知書により申請者に通知するものとされているが、その通知が認められない。交付要綱に基づいた適正な事務処理に努められたい。